大阪市委託事業

見守り相談室‘きたねっと’

孤立死の防止や災害時の非難支援を視野に入れ、要援護者の見守りネットワークを強化するため、２７年４月より「見守り相談室」を設置しました。

　地域担当制をもった専門職の相談員‘きたねっと’や要援護者に対して、地域で見守りの同意確認を行なう調査員を配置し、きめ細やかな見守りネットワークの実現を目指します。

機能1　要援護者名簿に係る同意確認・名簿整備

見守り相談室

北区
社会福祉協議会内

同意書郵送 →
← 回答

対象者

行政情報により把握する支援が必要な高齢者・障がい者・難病患者

不同意・未回答者へ調査員が訪問し同意確認、生活状況の把握（孤立世帯の確認）

同意いただいた方について名簿を地域へ提供

郵送による同意確認を地域ごとに順次行います。
郵送地域については、毎月発行の**北区広報紙「わがまち北区」**、ホームページでご確認ください

地　域

地域の方による見守り活動や災害時の避難支援

見守り

「同意書の返信にご協力ありがとうございました。ご返信いただきました中で同意をいただいた方につきましては、地域の見守り活動や災害時の避難支援の備えにつなげます。

機能2　孤立世帯への専門的対応

年齢や性別、障がいの有る無しに関わらず、地域の方、関係機関の方よりご相談をお受けし、対応いたします。
どこに相談したらよいかわからないこと、困ったことなど福祉についての相談をお受けします。

身近な福祉の相談窓口
★きたねっと★

平成２７年４月より‘きたねっと’ＣＳＷ(コミュニティソーシャルワーカー)が設置され、１８４人(１２月末現在)の方より、様々なご相談をお受けしています。ご相談の中には、高齢の親と障がいを持つ子のご相談、小中高生の不登校のご相談、発達障がいで生きづらさを抱える方のご相談、いわゆるゴミ屋敷で生活のしづらさを抱える方のご相談など、どこにも相談できずに問題を抱えこんでおられる方も少なくありません。
少しでも早い段階から、ちょっとした福祉のご相談ごとからでも、お気軽にご相談下さい。

身近な地域で専門職がご相談をお受けします！

機能3　認知症高齢者等の行方不明時早期発見

本人・家族など

徘徊のおそれのある認知症高齢者の氏名や身体的特徴などの情報を登録していただきます。

事前登録受付中！

事前登録 →

事前登録の流れ

1.見守り相談室へ相談
　担当者が本人とお会いします
2.申請書の提出
3.利用登録

徘徊発生

① ご家族等から連絡
※警察の行方不明届けもご提出ください

見守り相談室

警　察

② メール配信 ↓
↑ ③ 発見・連絡
見守り相談室もしくは警察へ

協力者登録 ↗

協力者

地域関係団体、民生委員、福祉・医療関係機関、介護事業所、民間事業者・企業など

早期発見、保護に協力していただき

協力団体、登録受付中！

協力者登録の流れ

1.見守り相談室の登録書等の提出
2.区役所と協定書の締結
3.協力者として登録